

久慈広域連合指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

平成30年 3月27日

久慈広域連合条例第6号

久慈広域連合指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年久慈広域連合条例第5号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第6章 基準該当介護予防支援の事業に関する基準（第33条）」を

「第6章 基準該当介護予防支援の事業に関する基準（第33条）」

第7章 雑則（第34条） に改める。

第2条第4項中「介護保険施設」の次に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」を加える。

第5条第2項中「である」を「であり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができる」に改め、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項各号列記以外の部分中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第3項第1号」を「第4項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第29条第1項中「整備しておかなければならない」を「整備し、当該記録のうち次に掲げる記録をその完結の日から5年間保存しなければならない」に改め、同項に次

の2号を加える。

(1) 第19条第1項に規定する担当職員その他の従業者の勤務の体制についての記録

(2) 予防給付及び利用料等に関する請求及び受領等の記録

第29条第2項中「5年間」を「2年間」に改める。

第31条第9号中「作成のために」の次に「、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、」を加え、同条第14号の次に次の1号を加える。

(14の2) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の身体又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

第31条第21号中「以下」を「次号及び第22号において」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(21の2) 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

第6章の次に次の1章を加える。

## 第7章 雑則

(委任)

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

## 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。